

産後ケア事業

退院後おおむね1か月以内のお母さんと、産後の支援を必要とするが家族に応援してくれる人がいないお母さんと赤ちゃんに産科医療機関において、保健指導サービスを提供しています。（対応可能な医療機関は限られます。）

対象

- ・退院後おおむね1か月以内のお母さんと赤ちゃん(対応可能な医療機関は限られます。)で、産後の身体的機能の回復について不安がある、または育児不安が強く保健指導を必要とされる方。
- ・ご家族等から産後の援助が受けられない方。
- ・お母さんと赤ちゃんともに専門的な治療の必要のない方。

内容

サービスには宿泊型と通所型(自宅から施設に日帰りで通います。)があります。利用施設に宿泊または通所しながら、次の保健サービスを受けられます。使用できる期間は、原則7日以内です。

- (1) お母さんの健康管理・産後の生活のアドバイス
- (2) 乳房のケア・授乳方法の指導
- (3) 赤ちゃんの身体計測・発育発達のチェック
- (4) 赤ちゃんの沐浴・スキンケアなど育児方法の指導
- (5) 育児相談や子育て情報の提供

* サービスには、利用者世帯の所得に応じて自己負担がかかります。



申請

事前に町民福祉課にご相談ください。妊娠中からも相談に応じます。ご出産後、「大台町産後ケア事業申請書」をご記入いただき申請してください。

問い合わせ▶町民福祉課 ☎82-3783

新生児・未熟児・産婦訪問

生まれて間もない赤ちゃんの発育の様子や、出産後の母親の体調回復等の話を伺います。ご希望の方は電話等で申し込みください。

対象

生後28日までの新生児または出生体重が2,500g未満の低体重児や未熟児と産婦

内容

助産師・保育士・保健師による体重測定等発育発達の確認、母親の体調管理、母乳についての相談

問い合わせ▶町民福祉課 ☎82-3783